

## 6. 都市景観形成と基本方針

### (1) 目標

市街化区域においては、土地区画整理事業等により開発整備を進めており、今後においても、都市的土地利用を図っていきます。本市の現況は、概ね良好な景観を形成していますが、今後の土地利用に当たっても建築物の形態や色彩などにおいて周辺と調和が保たれていない雑然とした街並みとならないよう、引き続き地区計画などの制度を活用して良好な景観の維持、形成に努めなければなりません。

また、海岸線や斜面緑地などの貴重な自然においても、現在の良好な景観を保全して、次代へ継承していく必要があります。

都市的、歴史的、自然的及び生活的要素の魅力を活かし、市民や事業者にとっては、快適に生活・活動できる美しい街並み景観を、そして、来訪者にとっては、美しく印象に残る景観をそれぞれ維持、形成していくためには、市民や事業者の方々の理解と協力が必要不可欠です。

このことから、市民や事業者、行政が一体となり、本市の景観に係る要素を大切にし、暮らしている方々が愛着を持ち誇れるよう、そして来訪者にも優しく、住みたいと思わせる美しい景観形成を目指します。

#### ひたちなか市の都市景観づくりの目標

～ 碧い海と豊かな緑に包まれた、

人が育む美しいまちづくり ～

## (2) 基本方針

人が育む美しいまちづくりを進めていくために、本市の貴重な景観資源である「海岸、河川」「緑」「歴史・文化」を守り、調和した「街並み」をつくる必要があります。

そのため、3つの基本方針を次に掲げます。

### ① 自然の豊かさを享受できる調和のある街並み景観の形成

季節ごとの賑わいと場所の特性を感じながら、やさしい歩行空間を楽しめる緑の多い魅力的な美しい景観づくりを目指します。

### ② 自然と歴史・文化の保全

残された貴重な自然環境を守り、歴史的資源を都市の中に融合させ、潤いややすらぎを感じさせる景観づくりを目指します。

### ③ 市民協働による景観の形成

市民、事業者、行政は景観に対して共通認識を持って、その役割を分担し、市民協働による景観づくりを目指します。

### (3) ゾーン別基本方針

「ひたちなか市土地利用指針（平成18年9月策定）」の土地利用構想を基本とし、土地利用の方向性から、本市域を別図のとおり大きく4つのゾーニング（「住宅地景観ゾーン」、「商業・業務地景観ゾーン」、「工業・業務地景観ゾーン」、「海岸・田園集落等自然利用景観ゾーン」）に分けて、それぞれのゾーニングについて景観形成の方針を示します。

#### 住宅地景観ゾーン

- ・ 季節感のある開放的で快適な住宅地の形成を図ります。
- ・ 地域ごとに特色ある魅力的な景観の形成を図ります。
- ・ 歩行者の視点を意識した街並み景観の形成を図ります。
- ・ 歴史・文化を感じさせる景観の保全を図ります。

#### 商業・業務地景観ゾーン

- ・ 通りごとに魅力的で統一感のある景観の形成を図ります。
- ・ 歩行者にやさしい開放的なゆとりと潤いのある空間の形成を図ります。

### 工業・業務地景観ゾーン

- ・ 周辺と調和した良好な景観の形成を図ります。
- ・ 緑豊かな景観の形成を図ります。

### 海岸・田園集落等自然利用景観ゾーン

- ・ 潤いとやすらぎのある田園景観の保全を図るとともに、集落については自然と調和した良好な景観の形成を図ります。
- ・ 恵まれた豊かな自然である海岸や河川，斜面緑地などの良好な景観の保全を図ります。
- ・ 市内の景勝地などの今ある風景を大切にします。

#### ※ 本ガイドラインのゾーン，地域，地区の定義

ゾーン：本市域を現況の土地利用から大きく分けた区域

地域：ひとつのゾーンのなかで自治会結成区域などの範囲で分けた区域

地区：地域のなかでさらに街区などの範囲で分けた区域